

保存版

調査 (労働基準監督署編)

発行：社会保険労務士法人出口事務所 TEL03-6205-5405
 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-24-16 内田ビル 3 階
 ホームページ <https://www.deguchi-office.com/>



Q&A 労働基準監督署の調査について

法違反繰り返しは躊躇なく送検になりますのでご注意ください

厚生労働省は、令和6年度の監督指導業務の運営に当たっての留意事項に関する通知において、同様の法違反を繰り返す事業場への対応を追加し、過去に重大・悪質な法違反が認められたにもかかわらず、遵法状況の定着が確認されないケースについては「躊躇なく司法警察権限を行使する」としました。

是正勧告を受け改善を実施した事業場が、再度同じ項目で違反状態に陥った場合、労働基準監督署は今後、是正勧告を挟まず送検するとみられます。



※参考「労働新聞」 令和6年5月13日 (第3448号) 第2面

《指導票と是正勧告書》

名称	内容
指導票	法違反には該当しないが、改善した方が好ましい事項がある場合や法違反に該当することになるおそれがある場合に監督署が交付する文書
是正勧告書	監督署が法違反に該当すると考えた事項を記載し、是正するよう勧告するために交付する文書

《司法処分の流れ》

名称	内容
労働基準監督署	犯罪の捜索等を行う。捜査が終了したら書類・証拠物と共に検察官に送致する。(いわゆる「送検」)
検察官	公訴を提起するに足りるだけの犯罪の嫌疑があると判断したときは、起訴を相当として公訴の提起をする。(又は諸事情を考慮して起訴猶予) 犯罪の嫌疑が不十分な場合は不起訴処分とする。 公訴の提起には次の2種類がある。 ①公判請求：通常の裁判所の公開法廷による審理を請求 ②略式命令：公判を開かず、簡易裁判所が書面審理で刑を言い渡す簡易な刑事手続きを請求 ※労働基準法違反等では、ほとんどが略式命令による罰金刑となっています。

送検されると、罰則の問題だけでなく、事業主名公表による企業イメージの低下なども懸念されます。法令遵守を強化しましょう。